

-教育目標-

- 自主・自律の精神を養おう
- 思いやりのある豊かな心を育てよう
- 心身ともに健康な身体をつくろう

-目指す生徒-

- 正しい判断ができる生徒
- 自主的に行動できる生徒
- 思いやりの心で他につくす生徒
- ひたむきに努力できる生徒

-目指す学校-

- 安全・安心な学校
- 生徒が活発に動いている学校
- 切磋琢磨して成長できる学校
- 社会の変化に対応できる学校

日 課 表

日 課	時 刻
登 校	8:30(8:25)
朝学活	8:35～8:40
1 校 時	8:45～ 9:35
2 校 時	9:45～10:35
3 校 時	10:45～11:35
4 校 時	11:45～12:35
給 食	12:35～13:05
昼休み	13:05～13:25
予 鈴	13:25
5 校 時	13:30～14:20
6 校 時	14:30～15:20
終学活	15:25～15:35
清 掃	15:35～15:45
諸活動開始	15:50
一般下校	15:50
最終下校	18:30(11月～2月18:00)

一生徒会会則一

1. 総則

第1条 この会は日野第二中学校生徒会という。

第2条 この会は生徒自身の手で学校生活の向上をはかり、立派な社会人となるための組織機関である。

第3条 この会には次のような組織がある。

- 生徒総会 ○中央委員会
- 学級委員会 ○役員会
- 各専門委員会 ○選挙管理委員会
- 学級会

第4条 この会の会員は本校生徒全員とする。

第5条 この会を円滑に運営するため、指導教師を置き会の指導助言をうけるものとする。

2. 役員

第6条 この会に下記の役員を置く。

会長1名(2年生)・副会長1名(学年を問わない) 総務4名(2年生2名,1年生2名)

第7条 役員は全校生徒立候補者より全校生徒の選挙で選出し、学校長がこれを任命する。

第8条 役員の任期は1年間とし、選出後1ヵ月以内に辞した場合、後任は役員選挙の次点者とし、その後において辞した時は会長の指名により、中央委員会承認を得て学校長が任命する。任期は残余期間とする。

第9条 会長は、この会を代表し、かつ又責任者であり運営の中心となり、必要ならば中央委員会を召集し、この運営の責任者となる。

第10条 副会長は会長の補佐及び助言をし、又会長が事故の時はその代理をする。

第11条 総務はこの会の総務を行う。

第12条 役員会は次の仕事を行う。

- ①生徒会活動の企画運営の中心となり、生徒会を代表する。
- ②専門委員会の活動状況の点検と活動の促進を行う。
- ③生徒代表となり、教師との意見の交流調整を行う。

3. 総会

第13条 総会はこの会の最高議決機関であり、年1回開催し、中央委員会の要求があればいつでも開催できる。この会は在籍の2分の1以上をもって成立する。

第14条 総会の議決事項は次のものとする。

1. 会則の改正
2. その他必要事項

第 15 条 中央委員会は、都合により総会の代行をすることができる。ただし、該当の議決事項は次の総会で承認を必要とする。

4. 中央委員会

第 16 条 中央委員会は生徒に関しての問題を審議し執行する。

第 17 条 中央委員会は、月に 1 回定例会を開くことを原則とし、必要あるときは臨時会を開くことができる。

第 18 条 中央委員会は生徒会の事業を執行するため下記の専門委員会を置く。
生活委員会, 図書委員会, 放送委員会 美化委員会, 健康委員会

第 19 条 中央委員会は、生徒会役員および各学級の学級委員男女各 1 名と各専門委員会委員長により構成される。ただし、生徒会役員・各専門委員会委員長に議決権はないものとする。また、兼任はこれを認めない。

第 20 条 専門委員会は前期後期に分けて委員長・副委員長を選出し、委員長は中央委員会に出席し、意見を述べる。ただし、委員長、副委員長の再任はこれを妨げない。

第 21 条 学級委員・各専門委員会委員の任期は前期（4～9 月）、後期（10～3 月）に分ける。

5. 専門委員会

第 22 条 各委員会は各級男女各 1 名と顧問教師より成る。

(1) 生活委員会

第 23 条 生活委員会は校内の規律を統制するための指導をする。

(2) 図書委員会

第 24 条 図書委員会は学校図書館の運営の任にあたる。

第 25 条 図書館運営にあたっては、別に図書館規定を定める。

(3) 放送委員会

第 26 条 放送委員会は学校の放送の任にあたる。

(4) 美化委員会

第 27 条 美化委員会は学校の施設用具の修理と美化の任にあたる。

(5) 健康委員会

第 28 条 健康委員会は保健と衛生・給食用具の管理と給食の仕事指導にあたる。

6. 学級委員会

第 29 条 学級委員会は各学年の生徒に関しての問題を審議し執行する。

7. 学級会

第 30 条 学級会は学級の生徒全員によって構成され、生徒会の母体として諸活動を行う。

8. 役員選挙

第31条 選挙管理委員会は各級1名ずつの選挙管理委員で構成する。ただし、現役員は選挙管理委員に選任されない。また、選挙管理委員会は役員選挙の細則を定めることができる。

第32条 役員任期の規定にかかわらず会員の2割が解任の要求をするときは、総会の議決により役員を改選することができる。ただし、任期は前任者の残された期間とする。

第33条 選挙権は、全校生徒が有し、被選挙権は1・2年生が有する。

9. 議決

第34条 生徒総会その他の委員会における議決は多数決により決定する。

第35条 この会則の改正は中央委員会で3分の2以上の賛成を得て発議し、総会に提出し出席総数の過半数を必要とし、校長の承認を経て生徒会の名において改正する。

10. 付則

第36条 各委員会はこの会則の範囲内で別に細則を決めることができる。

第37条 各委員会は必ず会議録を作成する。

第38条 この会則は令和5年7月1日より

生徒会組織図

